

## ■令和7年度第6回（第347回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和7年11月10日（月） 午後3時40分～午後4時15分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、佐野副市長、新屋副市長、教育長、水道事業管理者、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、環境局長、総合政策監

【議 題】 第2次さいたま市環境基本計画の中間見直しについて

### ＜提案説明＞

第2次さいたま市環境基本計画の中間見直しについて、環境局より次のとおり説明があった。

- ・ 本日は、「第2次さいたま市環境基本計画」の中間見直しによる同基本計画及び「さいたま水と生きものプラン」の改定版の素案についてご審議いただきたい。
- ・ 同基本計画は、さいたま市環境基本条例に掲げる、「市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的」として、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めた環境分野の総合計画である。
- ・ 10年の計画期間の中で、今年度が中間見直しの時期に当たるため、国内外の動向を踏まえ、計画体系及び計画内容の改定を行う。
- ・ 計画体系については、温暖化対策、生物多様性保全施策及び水循環施策について、基本理念を環境基本計画に残し、同基本計画による進捗管理も行うことで全体の整合性を確保しつつ、従前の施策・取組が更に多様化・専門詳細化することになる点を踏まえ、個別具体的の施策・取組及びその評価指標の設定等は、同基本計画から切り出し、それぞれの個別計画に位置付ける。
- ・ 気候変動適応策、循環型社会形成は、講すべき施策・取組の方向性について、引き続き様々な分野に係る施策との調整を図りながら、具体化に向けた検討を行う必要がある点を踏まえ、同基本計画に位置付ける。
- ・ 廃棄物対策は、非常に重要な分野である点を踏まえ、地球温暖化対策等と同様の理由により、基本理念は同基本計画に記載した上で、個別具体的の施策・取組等については個別計画に位置付ける。
- ・ 計画内容については、基本目標及び施策の見直しを実施した。基本目標2について、3Rの推進に当たり、現状、製造業など経済分野との結び付きが弱いことが本市の課題であり、分野を横断した市内産業業者等に対する情報共有や、マッチングなど行う必要があることから、新たに「サーキュラーエコノミーの推進」を施策に盛り込み、周辺自治体との連携、市内事業者に対する情報提供・啓発及び市民への普及啓発を推進していく。
- ・ 基本目標5の行動変容及び環境教育の分野では、市民アンケートによると「地球温暖化対策を行っていない」市民が5割を超えており、9割以上の市民が「イベント

や講座など環境について学習していない」と回答していることから、環境学習について全庁を横断した取組や企業と連携した普及推進活動が必要不可欠であると認識しており、施策の柱5－1において、市民を対象とする、全庁横断的な施策として設定する。

- ・ 「さいたま水と生きものプラン」についても、国内外の動向を踏まえ、施策の柱の見直しを行うとともに、新たな取組として、エリア別計画を策定する。
- ・ 施策の柱1「健全な生態系と水循環の保全」では、国の30by30の目標を踏まえ、民有地エリアも含めた保護区域エリアの拡大を図っていく必要があるため、民間における自然共生サイトの認定・管理に向けた取組を支援する。
- ・ 施策の柱2「自然資源を活用した課題解決と行動変容の促進」では、従来の生物調査における場所の偏りや継続性などの課題解決のため、高校や大学との連携による継続性の確保や、データベース・新技術の活用による調査範囲の拡大を図る。
- ・ 施策の柱3「様々なステークホルダーの協働による活動の推進」では、保全活動の重要性は理解しつつ、行動に移す市民・企業数の少なさが本市の課題であることから、「生物多様性活動支援センター」を開設し、市民・企業の活動を支援する。
- ・ エリア別計画については、市内には、荒川、市街地、見沼たんぽ、元荒川の4つのエリアごとに特色のある生態系が存在するため、各エリアの特色に応じて、施策や3つの「施策の柱」に基づくマネジメントを展開する。

#### ＜意見等＞

- ・ 今回の環境基本計画の中間見直しにより、本市の環境施策がどのように強化されるのか。  
→ 国の動向を踏まえ、地域循環共生圏の創造とウェルビーイング（高い生活の質）を実現させるため、環境教育・環境学習に係る「情報発信の推進」、「公民連携」、「市民が取り組む環境活動の推進」、「気候変動の適応策」の施策について、ワークショップの開催や環境イベントの拡充等を図り、市民の環境意識を向上し、行動変容を推進していく。  
また、「さいたま水と生きものプラン」については、ネイチャーポジティブと健全な水循環の実現に向け、健全な生態系と水循環の保全、自然資源を活用した課題解決と行動変容の促進、更には様々なステークホルダーの協働による活動の3つの主要事業が相乗効果を生み出し、市内事業者等や団体、市民を巻き込みながら、生態系と水循環の保全を強化していくこと、またエリア別計画の策定により、各エリアの特色に応じた生態系管理を行うことで、各エリアの施策の方向性に従ったマネジメントを強化していくことがポイントとなる。
- ・ 今回の計画改定のポイントについて、どのように説明していくか引き続き精査していく必要がある。
- ・ 環境基本計画ではあるが、他の計画との関連性も踏まえながら、関係部局と連携して事業を進めてほしい。

## < 結 果 >

環境基本計画の中間見直しについて、原案のとおり了承とする。

ただし、以下の点に留意すること。

- ・ 各個別計画の趣旨を踏まえ、今後の施策・事業について府内関係部局と十分に連携し、効果的な推進を図ること。その際、環境基本計画により各個別計画が整合的に実施されるよう、所管部局において全体の進捗管理を適切に行うこと。
- ・ 今回の改定内容によりもたらされる政策効果について、対外的な説明を適切に行うこと。

## < 会 議 資 料 >

- ・ 第2次さいたま市環境基本計画の中間見直しについて